

令和6年 第2回 相馬地方広域水道企業団議会定例会

令和6年8月22日(木)午前10時開議

【提出案件】

議案第5号

相馬地方広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する
条例の制定について

原案可決

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、企業長をはじめとする職員等の本企業団に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該賠償責任の一部を免責するため、条例を制定するもの

議案第6号

令和6年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)

(提案理由)

原案可決

予算に変更が生じるため、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、提案するもの
税込みの水道事業費用については1,619,000円減額し、補正後の収益的支出額を1,477,642,000円とするもの

税込みの資本的支出額については6,182,000円増額し、補正後の資本的支出額を1,190,415,000円とするもの

補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1,114,101,000円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補てんするもの

議案第7号

令和5年度相馬地方広域水道企業団水道事業未処分利益剰余金の処分
及び決算の認定について

原案可決

(提案理由)

及び認定

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和5年度相馬地方広域水道企業団水道事業未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求め、同法第30条第4項の規定に基づき、令和5年度相馬地方広域水道企業団水道事業決算に監査委員意見書を添えて議会の認定に付するもの

○令和5年度相馬地方広域水道企業団水道事業決算について

税抜き収益的収入額が1,374,243,382円に対し、収益的支出額が

1,243,701,154円となり、差し引きで当年度純利益が130,542,228円となるもの

税込みの資本的収入額が170,508,880円に対し、資本的支出額が809,278,186円で、差し引きの不足額が638,769,306円となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補てんするもの

○令和5年度相馬地方広域水道企業団水道事業未処分利益剰余金の処分について

当年度未処分利益剰余金285,542,228円のうち、建設改良積立金取崩し額

155,000,000円を資本金に組入れし、当年度純利益130,542,228円を建設改良積立金に積み立てるもの

【報告案件】

報告第 1 号 令和 5 年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について

(提案理由)

令和 5 年度発注の配水管布設替工事外 3 件、計 165,742,000 円について、他事業関連工事の工程との整合性を図るため工期を延長したもので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、予算繰越を報告するもの

報告第 2 号 令和 5 年度相馬地方広域水道企業団水道事業決算に係る資金不足比率の報告について

(提案理由)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づく、監査委員による決算審査の結果、令和 5 年度相馬地方広域水道企業団水道事業決算に係る資金不足が無い旨を報告するもの

監査報告 令和 6 年度定期監査及び例月出納検査の結果報告について

(提案理由)

地方自治法第 199 条第 9 項及び同法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、令和 6 年度定期監査及び令和 6 年 1 月から 6 月までの例月出納検査結果を報告するもの